

床教育というのがあるわけです。他の臨床法学教育の形態と比較して、シミュレーションはシミュレーションとしての長所もあり、かつ弱点もあるわけであります。最もよく指摘される弱点としましては、現実の事例を扱っているわけではありませんが、シミュレーションに携わる学生に緊張感が欠けるという弱点があると言われます。その緊張感が欠けるという弱点につきまして、それを克服するための試みとして行われておりますのが、3番目にお話いただきます。関西学院大学のバーチャル・ローラーゲームの試みです。これは対立するローラーゲームというものを設定して、そしてそれぞれに学生を所属させることによって、競争関係を持ちながらシミュレーションの技法を使うということになっております。

それから、4番目にお話をいただきます。早稲田大学の浜辺先生からのご報告は、「国際M&Aにおける国際模範契約交渉」ということです。シミュレーションは、現実の依頼者の事件では扱えないような事件、あるいは事案を扱うという特徴を持っています。すなわち、巨額の権利利益にかかわるような事件、事案につきましては、それをいかに優秀なロースタールの学生であったとしても、現実の依頼人は、学生に任せることについて、当然二の足を踏むわけです。しかし、現代の国際的取引の発展の中で、国際的なM&Aというようなものについて、現実感を伴って教育を受けるということは、大変に重要なことであると考えます。そういった現実の事例ではなかなかできないような教育実践をシミュレーションならではの表現できるという特徴もあるうと思えます。

このように、前半のお2人につきまして、シミュレーションを、理論教育と臨床教育の橋渡しとして位置付け、そして後半のお2人につきましては、シミュレーション教育の利点、あるいはその弱点の克服についてお話しただくことを考えております。

第1部

理論教育と臨床教育の橋渡しとしてのシミュレーション

第1報告

法理論教育と臨床教育の橋渡しとしての

シミュレーション

名古屋大学PSIMチームの活用

菅原郁夫

名古屋大学
法科大学院教授



ればと思います。

今日の私に与えられました課題は、先ほど宮川先生からお話がありましたように、シミュレーションのための準備の1つの例を提示することなんですけれども、そういう活動の1つとして、このサイムコンプログラムの活動をご紹介します。と思っております。

ただ、その具体的な活動に入ります前に、なぜ私でもがこういふところに力を入れているのかといった理由のようなものを少しお話しできればと思います。結論から言いますと、この標題にありますように、法理論教育と臨床教育の橋渡しをするようなものだと、その意味で重要なものだと思います。とでやっているわけでございます。

法科大学院の教育の理念としてどこでも語られていることなので、説明を要しない事柄ですけれども、法科大学院教育は、理論と実務の架橋を目指しているということが言われております。理論教育としては法律基本科目とか、あるいはその基礎としての、基礎隣接科目とか、応用としての先端展開科目といったものが設置されています。

他方、実務を教えるためには、実務基礎科目というものが設置されておりまして、特にその中でもクリニック、エグゼクティブ

法理論教育と臨床教育の橋渡しとしてのシミュレーション
—名古屋大学PSIMデータベースの活用—

名古屋大学大学院法学研究科
青原郁夫

◆1 はじめに——法理論教育中心の問題点と臨床教育中心の問題点

法理論教育至上主義の問題点

知識の時系列性、相互関係性理解の欠如による実践力の欠如
現実性の欠如による応用力や創造性の欠如
学習時の目的意識の欠如

クリニク至上主義の問題点

現実の利害(勝敗等)からの過度の影響
個別性の強調による体系的性の欠如
学習者にあわせた教育の難しさ

◆2 法理論教育と臨床教育の橋渡しとしてのシミュレーションの意義

シミュレーションの利点

体験学習による体系的理解(理論学習の深化)と学習目的の体感
適切な教材選択による学習目的にあわせた指導
法理論教育と臨床教育の橋渡し

◆3 PSIM シミュレーションシステムの活動

シミュレーション教材の開発・共有

教育方法論の開発・共有
教育人材の要請

◆4 今後の課題

教材の充実と教育方法論の確立
教育現場からのフィードバックの重要性

シミュレーションといった現場での学習、臨床科目も設置されて、形としてはこれらが接合して、よりよい教育をするということになっていくわけでありませぬ。

しかし、必ずしもそれがうまくいっているかというところまでいって、あるいは、やはりうまく橋渡しをしなくては

らいいのか、相互にどういう関係があるのかというのを見えにくくなっています。非常に多くのことを知っているんですけども、いざ自分でやってみなさいという、極めて単純な手続さえやることができないう。あるいは、現実には依頼者にヒアリングをしてみるということも、何が重要で一体どこから聞いていったらいいのかわからないといったことがあります。

それから、常にペーパーで勉強しているものから、現実性が非常に薄くて、そのペーパーに書いてあるようなことを言えれば答えてもらえるのだけれども、そこから少しも離れると、それに対応できない、応用力がないといったことになっていきます。それから何よりも、一体なぜそういう法律の勉強をするのか、一体これが社会でどういう役割を持っているのかといった意識がなかなか持ちづらいといった欠陥があるわけでありませぬ。

で、臨床教育が必要だということになるわけなのですが、しかし、クリニクとかエクスターナシミュレーションといったものにも問題がないわけではありませぬ。これはちよつと批判的な意味で悪い表現かもしれませんが、けれども、ちよつとデフオルムしているといったほうがいいかもしれませんが、少なからず問題がある。

まず1つには、現場での学習というのは、現実の利害関係が非常に重くなつてまいります。ですから、こういうことをやりたい、ああいったことをやりたい、こうやるのがあるべき姿だと思つても、それによつて不利益が生じてしまうといけないうことで、なかなか思いきつたことができない。どうしても当事者の利害というものを

法理論教育と臨床教育の橋渡し
としてのシミュレーション
—名古屋大学PSIMデータベースの活用—

PSIM シミュレーションシステム概要
名古屋大学大学院法学研究科
青原郁夫

1/23



法科大学院教育の理念

- 理論と実務の架橋
- 理論教育
- 法律実務基礎科目
- 基礎法学・隣接科目
- 先端・展開科目
- 実務教育
- 実務基礎科目 (クリニク・エクスターナシミュレーション)



2/23

法理論教育至上主義の問題点

- 知識の時系列性、相互関係性理解の欠如による実践力の欠如
- 現実性の欠如による応用力や創造性の欠如
- 学習時の目的意識の欠如



3/23

クリニク至上主義の問題点

- 現実の利害(勝敗等)からの過度の影響
- 個別性の強調による体系的性の欠如
- 学習者に合わせた教育の難しさ



4/23

シミュレーションの利点

- 体験学習による体系的理解(理論学習の架け)と学習目的の体感
- 適切な教材選択による学習目的に合わせた指導

⇒ 法理論教育と臨床教育の橋渡し



5/23

PSIM コンソーシアムとは

- 法科大学院教育者間・法曹養成関係者による共同の取り組みの推進
- PSIM Consortium (PSIMコンソーシアム)
 - 法曹養成教育者共同関係法科大学院Consortium
 - Professional Skills Instruction Materials Consortium
- 参加校(2校)
 - 名古屋大学 大学院法 専攻 法曹 養成 専攻員 日本
 - 名大 法科大学院 専攻 法曹 養成 専攻員 法曹 養成 専攻員
 - 名大 法科大学院 専攻 法曹 養成 専攻員 法曹 養成 専攻員



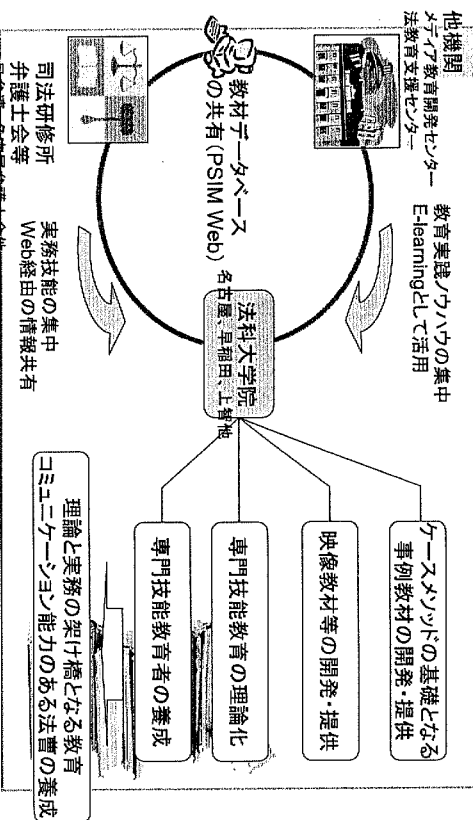
6/23

最優先に考えなければならぬ状況に置かれてしまうといった問題点があります。

それから、熱心にやればやるほど、個別の事例についての検討が中心になってきて、バランスがとれた体系的な学習が難しくなってしまうということがあります。それから、最後に、現実の事件なものですから、教育材料としてできているわけでもありませんので、学習者の能力に合わせた調整といったところが難しくなってくるという問題点が生じてくるわけです。もちろん、これらの問題点は致命的な事柄ではありませんので、それなりの調整は可能なのですけれども、そういう調整の橋渡しとしてこのシミュレーションが役に立つのではないかと考えています。

というのは、まずはシミュレーションは体験学習でございますから、先ほど言った知識がどういう形で、どういう順番で使われるのか、相互にどういう関係があるのかというのを体験を通じて実践的に理解することができるといいます。理論で学んだものを使うことによって、よりその意味合いをはつきり自覚することができることになります。それから、現場ほどではないのですけれども、自分たちが実際にやってみることでよって、一体今まで学んできたことの意味がどこにあるのかということを感じることができるといことであります。これが理論教育にはない側面で、それを付加することができるといいます。他方、臨床教育の困難な点として挙げられていた適切な教材を選択するということが、シミュレーションの場合には可能になってまいります。その分、現実味がなくなるという点は出てくるわけなのです

PSIM コンソーシアムの目的



7/23

が、しかし、いまはまずは学習段階でありますから、能力に合わせた適切な教材を与えることによって、言ってみれば本場のクリニクへの橋渡しなどのようなものは、これで十分にできるのではないかと思います。ですから、理論から実践へのちょうど間ぐらいにこのシミュレーションを位置付けると、教育が全体的に非常に効率のいいものになるのではないかと考えている次第であります。そういう意味で、法理論教育と臨床教育の橋渡しにこのシミュレーションが位置付けられるのではないかと考えているわけなのです。ただ、そう言うのは簡単でありまして、このシミュレーションをどうい

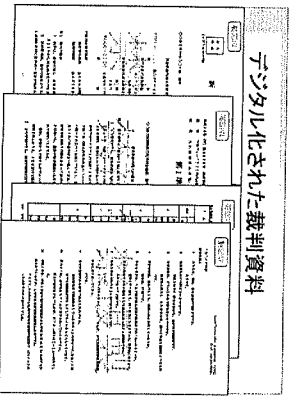
事例教材の開発・提供

- 民事裁判実例資料 20件
- 刑事裁判実例資料 14件
- 民事ローヤリング事例 38件
- 刑事ローヤリング事例 7件

(2007年9月までの状況)



8/23



9/23

ふうにやるのかと言いますと、適切にやるには、ここに書きました適切な教材をつくるということですが、非常に重要な要素になってまいります。しかし、たとえば、ここで考えているシミュレーションの1つとして模擬裁判のようなものがあるわけですが、この模擬裁判のようなものに関して、真剣にやるためにはどちら側にも過度に有利な形になっていないもので、しかも、学習内容の豊富なものをつくらなければならない、実は並大抵のことではございません。世の中にはごろごろケーアはあるわけなのですが、教育という観点から適切な

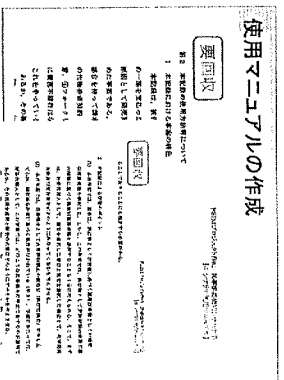
置き換え箇所の指定

**固有名称
地名
年月日の識別**

要回収
PSIMコンソール 本編資料集 11/23
D-11 固有名称の識別

1. 固有名称、地名、年月日の識別です。
2. 固有名称は固有名称として扱われ、年月日として扱われ、年月日として扱われます。
3. 固有名称は、2011年1月1日以前に改定されたものではありません。
4. 固有名称は、地名として、年月日として扱われます。
5. 固有名称は、年月日として扱われます。
6. 固有名称は、年月日として扱われます。
7. 固有名称は、年月日として扱われます。
8. 固有名称は、年月日として扱われます。
9. 固有名称は、年月日として扱われます。
10. 固有名称は、年月日として扱われます。
11. 固有名称は、年月日として扱われます。

10/23



11/23

ものを選ぶということになりますと、そうそうたくさんあるわけではない。実は、シミュレーション教育を実施する上では、適切な教材づくりといったことが1つの大きい課題になってくるわけがあります。それを実はこれから紹介し上げるPSIMコンソールシステムというのは、みんな協力してできるだけのものをつくっていくという試みなのであります。

ここからPSIMコンソールの説明に入るわけなのですが、変な名前だなというふうに思った方もいらっしゃると思います。それは極めて真つ当なセンスだと思

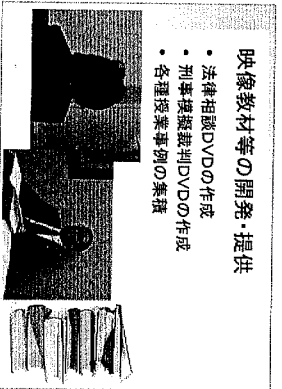
一般法曹検定カード

氏名	性別	年齢	職業	主職
山田 太郎	男	25	学生	

検定者記入欄

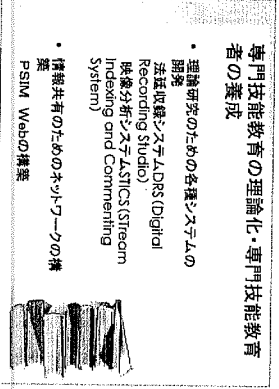
1. 検定者記入欄 2. 検定者記入欄 3. 検定者記入欄 4. 検定者記入欄 5. 検定者記入欄 6. 検定者記入欄 7. 検定者記入欄 8. 検定者記入欄 9. 検定者記入欄 10. 検定者記入欄 11. 検定者記入欄 12. 検定者記入欄 13. 検定者記入欄 14. 検定者記入欄 15. 検定者記入欄 16. 検定者記入欄 17. 検定者記入欄 18. 検定者記入欄 19. 検定者記入欄 20. 検定者記入欄 21. 検定者記入欄 22. 検定者記入欄 23. 検定者記入欄 24. 検定者記入欄 25. 検定者記入欄 26. 検定者記入欄 27. 検定者記入欄 28. 検定者記入欄 29. 検定者記入欄 30. 検定者記入欄 31. 検定者記入欄 32. 検定者記入欄 33. 検定者記入欄 34. 検定者記入欄 35. 検定者記入欄 36. 検定者記入欄 37. 検定者記入欄 38. 検定者記入欄 39. 検定者記入欄 40. 検定者記入欄 41. 検定者記入欄 42. 検定者記入欄 43. 検定者記入欄 44. 検定者記入欄 45. 検定者記入欄 46. 検定者記入欄 47. 検定者記入欄 48. 検定者記入欄 49. 検定者記入欄 50. 検定者記入欄 51. 検定者記入欄 52. 検定者記入欄 53. 検定者記入欄 54. 検定者記入欄 55. 検定者記入欄 56. 検定者記入欄 57. 検定者記入欄 58. 検定者記入欄 59. 検定者記入欄 60. 検定者記入欄 61. 検定者記入欄 62. 検定者記入欄 63. 検定者記入欄 64. 検定者記入欄 65. 検定者記入欄 66. 検定者記入欄 67. 検定者記入欄 68. 検定者記入欄 69. 検定者記入欄 70. 検定者記入欄 71. 検定者記入欄 72. 検定者記入欄 73. 検定者記入欄 74. 検定者記入欄 75. 検定者記入欄 76. 検定者記入欄 77. 検定者記入欄 78. 検定者記入欄 79. 検定者記入欄 80. 検定者記入欄 81. 検定者記入欄 82. 検定者記入欄 83. 検定者記入欄 84. 検定者記入欄 85. 検定者記入欄 86. 検定者記入欄 87. 検定者記入欄 88. 検定者記入欄 89. 検定者記入欄 90. 検定者記入欄 91. 検定者記入欄 92. 検定者記入欄 93. 検定者記入欄 94. 検定者記入欄 95. 検定者記入欄 96. 検定者記入欄 97. 検定者記入欄 98. 検定者記入欄 99. 検定者記入欄 100. 検定者記入欄	1. 検定者記入欄 2. 検定者記入欄 3. 検定者記入欄 4. 検定者記入欄 5. 検定者記入欄 6. 検定者記入欄 7. 検定者記入欄 8. 検定者記入欄 9. 検定者記入欄 10. 検定者記入欄 11. 検定者記入欄 12. 検定者記入欄 13. 検定者記入欄 14. 検定者記入欄 15. 検定者記入欄 16. 検定者記入欄 17. 検定者記入欄 18. 検定者記入欄 19. 検定者記入欄 20. 検定者記入欄 21. 検定者記入欄 22. 検定者記入欄 23. 検定者記入欄 24. 検定者記入欄 25. 検定者記入欄 26. 検定者記入欄 27. 検定者記入欄 28. 検定者記入欄 29. 検定者記入欄 30. 検定者記入欄 31. 検定者記入欄 32. 検定者記入欄 33. 検定者記入欄 34. 検定者記入欄 35. 検定者記入欄 36. 検定者記入欄 37. 検定者記入欄 38. 検定者記入欄 39. 検定者記入欄 40. 検定者記入欄 41. 検定者記入欄 42. 検定者記入欄 43. 検定者記入欄 44. 検定者記入欄 45. 検定者記入欄 46. 検定者記入欄 47. 検定者記入欄 48. 検定者記入欄 49. 検定者記入欄 50. 検定者記入欄 51. 検定者記入欄 52. 検定者記入欄 53. 検定者記入欄 54. 検定者記入欄 55. 検定者記入欄 56. 検定者記入欄 57. 検定者記入欄 58. 検定者記入欄 59. 検定者記入欄 60. 検定者記入欄 61. 検定者記入欄 62. 検定者記入欄 63. 検定者記入欄 64. 検定者記入欄 65. 検定者記入欄 66. 検定者記入欄 67. 検定者記入欄 68. 検定者記入欄 69. 検定者記入欄 70. 検定者記入欄 71. 検定者記入欄 72. 検定者記入欄 73. 検定者記入欄 74. 検定者記入欄 75. 検定者記入欄 76. 検定者記入欄 77. 検定者記入欄 78. 検定者記入欄 79. 検定者記入欄 80. 検定者記入欄 81. 検定者記入欄 82. 検定者記入欄 83. 検定者記入欄 84. 検定者記入欄 85. 検定者記入欄 86. 検定者記入欄 87. 検定者記入欄 88. 検定者記入欄 89. 検定者記入欄 90. 検定者記入欄 91. 検定者記入欄 92. 検定者記入欄 93. 検定者記入欄 94. 検定者記入欄 95. 検定者記入欄 96. 検定者記入欄 97. 検定者記入欄 98. 検定者記入欄 99. 検定者記入欄 100. 検定者記入欄
--	--

12/23



- 映像教材等の開発・提供**
- 法律相談DVDの作成
 - 刑事模擬裁判DVDの作成
 - 各種授業事例の集積

13/23



- 専門技能教育の理論化・専門技能教育者の養成**
- 理論研究のための各種システムの開発
 - 法廷収録システムDRS(Digital Recording Studio)
 - 映像分析システムSICS(Stream Indexing and Commenting System)
 - 情報共有のためのネットワークの構築
 - PSIM Webの構築

14/23

うのですけれども、PSIMは何の略かとい
いますと、Professional Skills Instruction
Materials という、英語になっていないひ
どいものなんですけれども、この言葉の省
略型であります。そのコンソーシアムで、
実体となっておりますのが、実務技能教育
教材共同開発共有プロジェクトという、こ
れもまた日本語として舌を噛みそう、私も
1回もまだに言ったことがないのですけ
れども、そういういわばコミュニケーション
で使う教材を共同で開発し、かつ共有して
利用しようというプロジェクトが、その実
体なわけです。

現在、ここにあります 21 大学、20 法
科大学院で構成されております。名古屋が
中核となって組織しているわけですが、東
北学院、大宮法科大学院、専修、東京、早
稲田、日本、上智、静岡、新潟、愛知、龍
谷、岡山、広島、香川、愛媛、九州、熊本、
鹿児島、琉球といったメンバーがこの中に
入っております。ここで共同して教材をつ
くり、利用しているということございま
すが、この目的というのは、1つ大きい
ネットワークをつくり、データベースで教
材を共有することによって、他との連携を
することにあります。例えば、こういうシ
ミュレーションのための教材を開発してい
く助けになるようなメディア教育開発セン
ター、それから法教育支援センターといっ
たところとも協力しています。

それから、これで教育としてのノウハウ
をここから吸収して蓄積する。それから、
司法研修所とか弁護士会等からもいろいろ
ご協力をいただきながら、実践的なノウハ
ウを集中するというところで、それによっ
て事例の開発や映像教材の作成も行っていま



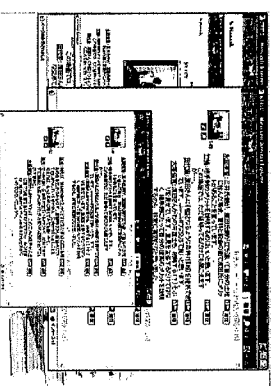
- DRSIによる収録**
- 4台のカメラの映像十音声感知切替による映像

名古屋大学
早稲田大学
岡山大学
熊本大学に設置

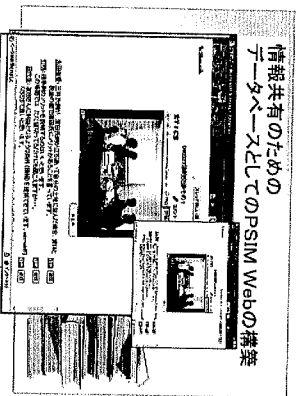
15/23

す。この技能のようなものは単純にペー
パーで書いていてもうまく理解できないの
で、映像教材をよく使うことがあります。
さらには、教育方法論も共同で開発し、そ
れを使って教える人、教育者も共同して差
成しているという活動も考えています。
それによって理論と実務の架け橋となる教
育とか、特にコミュニケーション能力のあ
る法曹を養成するということを目的とし
ているわけです。

現在、事例といたしましては、民事模擬
裁判関係で 20 件、刑事模擬裁判関係では
14 件、民事ローヤリソング関係では 38 件、



16/23



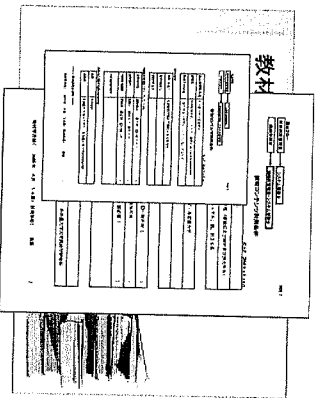
17/23

情報共有のための会則の制定

- 目的、協力内容
- 運営組織、運用細則
- 著作権処理



18/23



19/23

刑事ローヤリソング関係では7件といった具合で蓄積しております。またこれはほとんど増やしていく予定でございます。当初考えていたよりはるかに早いペースで教材は蓄積されております。この教材というものはすべてデジタル化されております。こういった訴状ならこういった形になるんですけど、当初印刷物としてつくろうかというところも考えたわけなんです。実際に使うときにはいろいろ変えなくてはならないところがある。具体的には日付などは変えなくてはならないし、固有名称も変えるといったことがあります。ですから、むしろそういう紙媒体にはせずに、デジタル化された状態でネットワーク上で共有するということをしております。実際のこういう書面等、ほとんど一件記録すべてが揃うというような形になっています。

実際にそれを使うためには、いま申しましたように変えなくてはならない。絶対変えなくてはならないというのは、固有名称とか地名とか年月日があると思うのですが、これは落としがないように、つくった段階から識別できるように色を変えて入れていったりしております。

それから、司法研修所等では模擬裁判をやっていたわけなんですけれども、大学としてはそういうことをやることがない教員がほとんどでございます。これをどういう意味で使うのか。どういう注意があるのかといった教材使用上のマニュアルを可能な限り作成して添付しているという状況であります。

同じように法律相談用の教材等もございます。事案の概要から、相談者の相談内容に関わる出来事を時系列に並べた表、それ

から登場人物一覧のようなもの、出てくる資料、そういったものと相談カードと称するものをワンセットにしてストックしているということになります。これらもやはり状況に合わせて必要となるは識別できるようにしているところがあります。

その他に実際そういう教材を使ってやってみたシミュレーションの結果をDVDにさせていただきます。ただ、これは学生さんにやらせたものをDVDにすると、その人が1人前になったときに、こんなことをやっていたのかということ、現実にはこういう一般に共有するものに関しては新たに役者さん

その他、他機関との連携

- 司法研修所
- 実務技能教育に関する意見交換会
- 司法研修所の模擬裁判授業の収録
- NINE、法教育支援センター
- IT協議会への参加
- 模擬裁判教材資料の作成委託
- 国内機関との連携
- NITRA(全米法廷技術研修所), Wisconsin Law School との連携
- 国際シボツカ人の開催

20/23

PSIM コンソーシアムの展開

PSIM Web の拡張へ

教育実践ノウハウの案中 E-learningとして活用

Teaching Methodの共有
NITRA(全米法廷技術研修所)
Wisconsin Law School

教材の共同作成・共同利用の拡大

- 模擬裁判等の開発・連携 (データへの維持・構築)
- 専門技能教育の理論化
- 専門技能教育者の養成
- FD 研修の提供

21/23

学生の感想

準備書面の作成や専門事項の選定、証人尋問のリハーサル等々を通じて、基本書を読むだけでは遠慮していた民事訴訟の流れを立体的に把握することができ、より理解が深まったこと、想像を絶して得ることができた収穫のひとつである。しかしながら、それよりずっと大きな収穫は裁判は生き物であるという点を体感できたことである。

22/23



法理論教育と臨床教育の橋渡しとしてのシミュレーション

ご質問ありがとうございます。
PSIMコンソーシアム代表
名古屋大学大学院法学研究科
曹藤 裕夫



23/23

を雇いまして、そこで行われたことをもう1回やってみようとか、あるいはむしろ教育にいいところ、悪いところをデフォルムして教材をつくるということをしております。

さらに、ID・パスワードで制限を当然かけているわけなのですが、各校の授業模様が記録したものを共有して、授業のやり方等についても情報交換ができるようにもさせていただきます。その他、技能教育の理論

化とか、教育者の養成のためにもいろいろ努力しております。少し先進の技術を使うというところで、いろいろなツールの開発も行っております。例えば早稲田大学にもございますが、法廷の収録システムなんですけれども、こういうふうには法廷を1台のカメラで撮りますと、個々の映像が非常に小さくなってしまふものですから、こういうふうに別個のカメラで裁判官、原告、被告、証人といったものを独立して撮影し、それを1つにまとめて見るアラウエをつくっているというような状態でもあります。これも結構ある程度こういったシステムが普及してきたようにも思うのですが、これも、言ってみれば、最初につくったのは我々ですと言いたるところですが、その証拠はありません。いずれにせよ、こういうものをつくっています。この早稲田にもこういうものがございまして、それで撮ったものをみんな共有して検討するというようなこともいたしております。

それから、この実践的なスキルを学ぶときには、どうしても場面とか映像とかをベースにやらなければならぬのですけれども、これを法律的に使うというのはこれまで非常に難しかったのですが、これも新しいシステムで、映像を見ながら映像に対してコメントを付すシステムをつくっております。我々はスティーブスと呼んでいるのですけれども、これは学生の交渉だっただと思えますけれども、これを後で見て、この場面にはどういう意味があるとか、ここはいいの、悪いのというのを書き込んでいくところなんです。これはインターネット上のシステムでございまして、どこから見れし、どこからでも書けるということ、

また書き終わった後はそれがオンデマックスになって、こういうふうに整理された形で、効率的に見ることもできます。このシステムを使いますと議論が活性化しますし、後で重要だと、見たいと思えば、そこから見ることもできるのであります。

これはビデオのような映像教材を使う場合には非常に強力なツールでありまして、映像教材というのは非常に臨場感があるし、情報量も豊富であるし、言葉で伝えきれないものも示してくれるのですけれども、見るのに時間がかかるとか、あるいは多義的で、必ずしも重要なところをわかってもらえらることは限らないわけなのですが、こういうふうになりますと、映像に合わせて解説が出るし、必要などころから見ることができるといふふうになっています。これで少し技能研究やら教育法の研究などを今後もやっていければと思っております。

現在これらを統合したPSIMウェブというシステムをつくっております。先ほど言いました21校の中で情報共有を行っております。また、共有しているのは単純にこの教材だけではなくございまして、その中で会議記録とか、いろいろ観察に行った観察の記録とかシンポジウムの記録とかも、このデータベースで見られるようにしております。

言うのは簡単なのですが、こういうふうな形にするのは結構大変なことではございます。まずそういう共有をする前提として、会則をつくって目的とか協力の内容を明らかにする。それから、組織がどういふものであるのかというのをちゃんと決めました。それから、非常に重要なのは、著作権に関する取り決めも一応しております。そ

れに従って、実はコンテンツごと使用条件のようなものを明示して、それに従って使ってもらおうというふうにしております。現実にはウェブ上にあるのは閲覧用のものがございます。それでどういふものかを見て、これ使いたいという事務所に連絡すると、こういう条件の下に現物のCD等が送られてくるという形になっております。

その他、司法研修所にお邪魔している見せてもらったりとか、IT関係の協働会に参加したりとか、国外ではいまのところ1番大きいのは、NITA(National Institute of Trial Advocacy) 全米法廷技術研修所と呼んでいるのですが、アメリカの弁護士继续教育の機関で、特に訴訟技術を中心にそれをやっているところですので、そここの2月には学術交流協定を結ぶことになっておりまして、その教材の翻訳等もやっております。いまはこういう状況で活動がどんどん広がっております。

当初開始した頃には、法科大学院名をなすべものもスペースがいっぱいあったので簡単だったんですが、最近数が増えてまいりまして、もう増えたらこのサイズではつけれないなというところがあります。宣伝になります。みんな参加校を募集しておりますので、特に入った金を取られるとか、そういうことはございませぬので、ぜひご参加いただければと思います。

こういうことをやっている意味について最後に少しだけ触れておきます。お手元の資料に50部だけ持ってきたPSIMのニューズレターがございまして。そこに実際に模擬裁判等をやった人の感想が出ており

ます。これがやっぱり我々のグループの成果なんだということを実感できるものだったのですから、まだそれは試作段階なんですけれども、一応持ってまいりました。例えば1つの感想を抜き出しますと、「準備書面の作成や尋問事項の選定、証人の尋問のリハーサル等々を通じて、基本書を読むだけでは漠然としていた民事訴訟の流れを立体的に把握することができ、より理解が深まったことは、模擬裁判で得ることのできた収穫の1つであります。しかしながら、それよりもずっと大きな収穫は、裁判は生き物であるということを体感できたことである」と。なんかわざと書かせたような感想ですが、本当に自発的に出てきたものでありまして、こういうふうに学生が思ってくれるというのは、非常に我々もやっていて意味があることなんだというのを体感できる場所があります。類似の感想がたくさんございますので、お暇な折りにでも読んでいただければと思います。なお、これはちやんとした印刷所で印刷したものを後日すべての法科大学院にお届けする予定でございますので、それまでの間の暫定物としてお使いいただければと思います。時間ですので、このぐらいで終わらせていただきます。

司会 菅原先生、どうもありがとうございます。菅原先生のご報告に対しまして、早稲田大学の法務研究科教授の川上拓一先生からコメントをいただきます。

川上 早稲田大学の川上でございます。ただいま、名古屋大学の菅原先生から、「法理論教育と臨床教育の橋渡しとしてのシミュレーション」と題しまして、そのページになりましたPSIM, サイムプロジェクト

クト、それからその発展形態でありますPSIM コンソーシアムの立ち上げ、活動の実践等につきまして、詳細な報告をいただきました。

実は、私も早稲田大学からこのプロジェクトに参加させていただいております。菅原先生の活動の一端を何度かうかがう機会がありました。ここまで組織を引っ張ってこられました菅原先生に深甚の敬意を表する次第でございます。

改めて申すまでもございませんが、新たな法曹養成制度、これは旧来の司法試験という点のみによる選抜ではなくて、法科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、それと司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度として設計され、また整備されたものであります。

そして、この法科大学院はこのプロセスの中にありまして、まさに中核的な教育機関として位置付けられております。そこでは単なる点としての司法試験への対策としての教育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することによって、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという理念を実現する教育の実践が求められているわけでありまして。ところが、これらの教育実践は従来の大学におきます法学部教育ではほとんど行われてこなかったものであります。ここで、皆様の中には既にご覧になった

方もいらっしゃるかと思いますが、今月(12月)19日付けの日本経済新聞の朝刊の記事がございますので、これをご紹介しておきたいと思えます。記事にはまず、「新司法試験組6%不合格」という大きな見出しが掲げられておりまして、サブタイトルとして「法科大学院出身の法曹誕生」とあります。司法研修所の修了試験、いわゆる2回試験についての記事ですけれども、この2回試験で新司法試験の第1回合格者が対象者のため注目を集めた。ところが、不合格率は6%であり、旧司法試験の合格者を対象とした今年8月に行われた修了試験の4.8%より高かったという内容の記事であります。そのほか、今回の2回試験に合格した国立大学法科大学院出身の男性の話として、「『周囲に法科大学院で学ぶはずの実務を知らない修習生が多かった。』と感想を漏らす。」こうした内容も記載されておりまして。

実は、私自身もこの新60期の司法修習生、この方たちは新司法試験合格第1期生ということになりますけれども、この新60期の司法修習生から全く同じような話を聞いたことがございます。それはどういうことかと申しますと、要するに昨年度卒業生を輩出した全国の法科大学院の中には、先ほど申しました法科大学院に求められている、あるいは期待されている法律実務基礎科目系の教育を適切に行っていないところがあるのではないかと、ということでありまして。

これは、各法科大学院におきまして、それぞれ独自の教育理念、あるいは教員人事等の関係がありますので、法科大学院としての設置基準を最低満たすことができた

とはいえ、法律実務基礎科目系の科目の設置が適切でなかったり、あるいは科目としては設置されていたとしても、そこで行われるべき具体的な教育内容、あるいは学生がその科目において学修すべき内容、また、こうした実務科目についての全体のカリキュラムの中における位置付け等について、教員間において、必ずしも十分な、あるいは共通のコンセプトが出来上がっていないか、と考えるわけでありまして。

こうした法科大学院におきます法律実務基礎科目系の授業科目についての取り組みのばらつきを見ますと、先ほど菅原先生からご紹介のありました名古屋大学におきましてシミュレーション教育、いわゆる実務導入教育の取り組みは、新たな法曹養成制度の枠組みの中におきまして、法科大学院に求められております実務基礎系の教育の質の維持と向上を図る上で、大いに期待できるのではないかと考えるものであります。

参加校は、現在21の法科大学院というところでございますけれども、これが全国74校の全てが参加されるようになると、相当程度底上げができて、まさに法科大学院に求められている教育が全国律々補々で行われるようになるのではないかと考えております。

司会 川上先生、どうもありがとうございます。ここで、お1人あるいはお2人から、名古屋大学のPSIM プロジェクト、そしていま川上先生からいただきましたコメントについて、ご質問あるいはご意見を受けたいと思えますがいかがでしょうか。PSIM プロジェクトについては、かなり端折って説明していただきましたと思いますが、より詳しくごことを聞きたいというよう

な希望もあるのではないかとと思いますが、
ございますか。

参加者 ステイクスという、先ほどご紹介があったものについての質問なのですが、映像を使ってコメントをいろいろしていくということですね。私の所属する法科大学院でも、フイートバツクというのを非常に大事にしています。自分たちでコミュニティの大事さというか、優位性を活用しようと考えています。学生のやりっ放しにしない。やった後で自分がやったことをもう1回振り返る機会というのをできるだけ保証しようと努力しています。ただ、実際なかなか時間がなくてできないという部分があります。このステイクスは、こういう教材としてできたものをみんなで見ているのか。それとも教室で実際にやったことを握って、それを自分たちで見ているのか。それはどういう使い方をされているのでしょうか。

菅原 もちろん両方できるわけなんですけれども、私たちの場合には、主にどちらに使うのかという点、後者です。学生たちがやったのを記録しておいて、次の週までの間にネットワークに上げて、自分たちで自分たちのやったことを振り返って、それから、それを使ってまた議論すると。議論が全部もう1回見直すのは大変なわけなんですけれど、個別にみんなが空いている時間にチェックしてもらった項目で、結構これ議論が、みんな同じようなことを見ていて、みんな同じように批判するところがあったりするものですから、そことか、あるいは見方の対立したようなところを選んで、もう1回見直してこれはどうだったのかということを考える、そういうことをし

ています。

参加者 大変貴重なご意見教えていただいてありがとうございます。この中の問題はコンテンツといいますが、それが問題だと思えます。模擬裁判所で20の事例が学がっていたというあたりを聞いていて驚いたのですけれども、これは実際にどういうところで、どうやって作っているのでしょうか。これをこれからどうやって数を増やすのか。それはいわゆるペルの問題と場面の問題がありますが、いろいろ体系的にやっておられると思うのですが、実際どうやって作っておられるのか教えてください。

菅原 このコンテンツの原形は、先ほど川上先生からもお話がありました。私自身も話したのですけれども、そもそもPSIMプロジェクトという、文科省の法科大学院形成支援経費をもらったプロジェクトでありました。最初は誰もこんな模擬裁判の教材は作れないものですから、先ほどありました法教育支援センターというところに委託いたしました。司法研修所の教官経験者の人に編集委員会をつくってもらって、そこで作成したということになります。

実際に作ってもらいますと、非常に高度なものができてまいりまして、ちょっとこれはというのもあって、だんだん簡単にしてもらっています。その他にも各大学で例えば早稲田大学でつくったものをそこに載せるということをしています。みんなでギブアンドテイクで、各法科大学院でつくったものをあげるということもしています。それからまた非常に重要なのは、ここ

にあがっているものを実際に使うと、不都合とかよく発見するんですね。これをどう変えたほうがいいかとよくなるのではないかと。ということも出てまいります。いま20本なんですけれども、そういう形でどんなに使っていくと、またバリエーションが出てくるし、よりいいものに変わっていくことになりそうです。いままでつくること、これからはつくることがしていくのですけれども、重点が使ってリファインするというところにプロジェクトとしては移ってきています。よく我々のプロジェクトは自分で教材をつくれなければ入れないのかと問われるのですけれども、全くそうではなくて、むしろ使ってもらって、いいところ、悪いところを報告してもらおうというのも非常に重要な要素だと思っています。そういう形でどんなにいいものにして、加えてバリエーションが出ることによって数も増えていくということを期待しています。

司会 どうもありがとうございます。私のほうから1つお尋ねしたいのですけれども、ご報告の趣旨は、シミュレーションというのは、法理論教育と臨床教育との橋渡しであるというふうに位置付けられているわけですが、今日お話しただきましたのは、基本的にはそのPSIMプロジェクトでのシミュレーション教育の中心であって、このPSIMプロジェクトに参加をしている各法科大学院で、それを使った後でいかに臨床教育に生かされたのかという点についてはお触れにならなかったように思うのですが、その点はいかがでしょうか。
菅原 最初に申し上げたのは理念的な位置付けで、それを具体的にどうというふうにしていくというところまではまだ行って

いないのが現状であります。非常に申し上げづらいところなのですが、特に名古屋大学に関して言えば、クリニックがないということがありまして、ちよっとそこは難しくなっていますが、エクスターンシップなどはございまして、やっぱりこういうものをやってみてからローヤリングでも同じようなことをやっています。そういうのをやってみる学生のほうがきちんとできるという評価は出ております。

先ほどの感想にもありましたように、理論学習の場合にもシミュレーションが理論の理解にも資しているわけですから、ためにならざるを得ないと思っております。とはいえ、非常に重要なご指摘をいただいたので、そういった観点からも、これからは少し他とも連携をとりながら発展させていきたいと思っております。

司会 どうもありがとうございます。それは第1報告は、このあたりで締めさせていただきます。